

島根県報

第一、三九〇号
平成十四年八月二日
(金曜日)

目次

規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	二
告示	町の区域の変更及びび字の区域の廃止字の区域の変更	(地 方 課)	二
定 出	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(長 寿 社 会 課)	四
出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(〃)	四
出	生活保護法の規定による介護機関の指定 (二件)	(〃)	四
出	生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (二件)	(〃)	五
指定	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	六
指定	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	九
定	介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(〃)	一〇
指定	介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(〃)	一一
指定	介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(〃)	一一

指定の辞退	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出	(〃)	一一
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出	(〃)	一二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更の届出	(〃)	一三
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地変更の届出	(〃)	一三
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業廃止の届出	(〃)	一四
	平成十四年度地方の臨時種畜検査の実施	(畜 産 振 興 課)	一五
	土地改良事業計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	一五
	保安林予定森林 (四件)	(森 林 整 備 課)	一五
	解除予定保安林	(〃)	一七
	保安林の指定の解除	(〃)	一八
公 告	平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(高 齢 者 福 祉 課)	一八
特 定 調 達 公 告	平成十四年度島根県治山地理情報システム開発業務に係る一般競争入札参加資格等	(森 林 整 備 課)	一九
	平成十四年度島根県治山地理情報システム開発業務に係る一般競争入札の実施	(〃)	二一
雑 報	隠岐空港用地造成事業委託に係る一般競争入札の落札者等	(管 理 課)	二三

平成十四年度消防用設備等の工事又は整備に関する講 (消 防 防 災 課) 二三
習の実施

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則 (規則第七三号)

一 規則の概要

1 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年で十六歳に達するまでの間、少年院にお
いてその刑を執行する場合についても、休業補償を行わない場合に含めること
とした。(第六条の三関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和四十三年

島根県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「監獄」の下に「(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五
十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含
む。)」を加え、同条第二号中「(昭和二十三年法律第六十八号)」を削り、「教護院」
を「児童自立支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

島根県告示第六百九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、松江市
長から松江市の区域内の別図一に示す町の区域を別図二に示すとおり変更し、当該区域内
の字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、平成十四年八月五
日から生ずる。

平成十四年八月二日

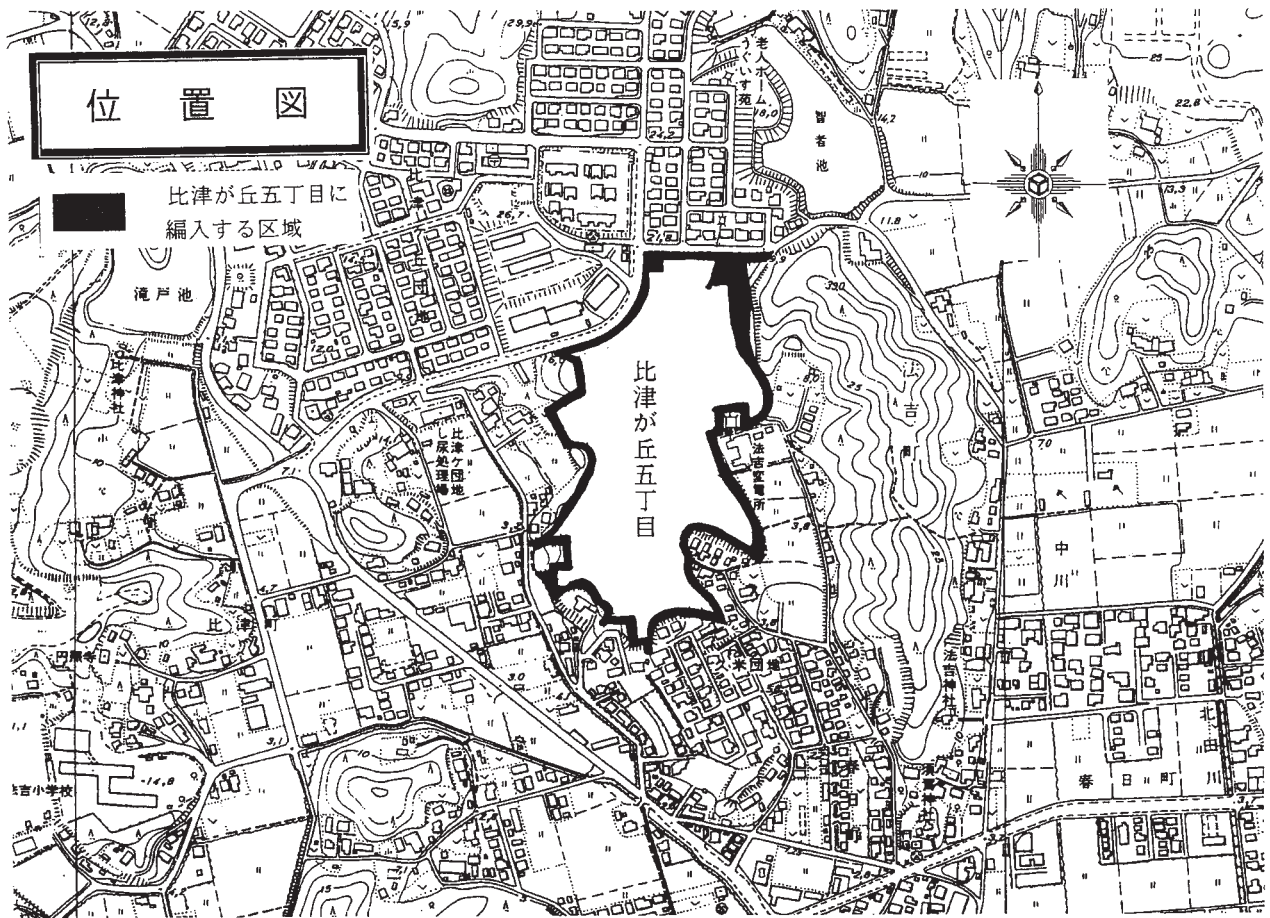
島根県知事 澄 田 信 義

住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第十九号)第三条第一項の規定による住居表
示の実施に伴い、松江市比津が丘五丁目編入し、字を廃止する区域

町	字	地	番
法吉町	久米	九三六の二、九三六の三	
比津が 丘三丁目		九三、一四三の一、一四三の五から一四三の七まで	

(ただし、右地番は、平成十四年五月九日現在のものである。)

別図一

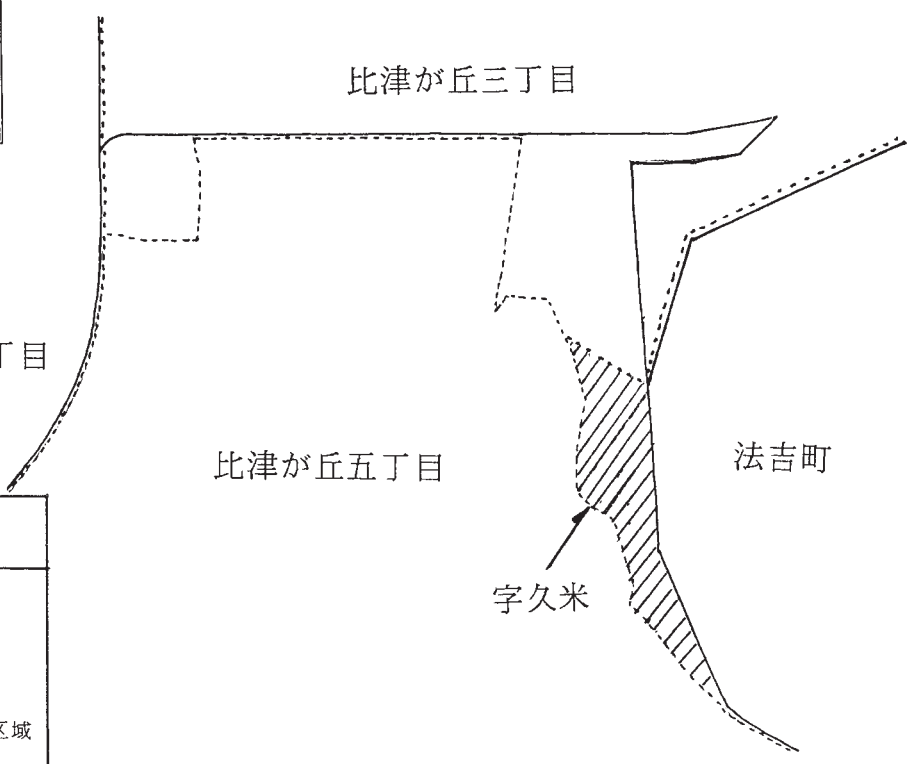


位置図

比津が丘五丁目
編入する区域

別図二

町の区域の変更及び
字の区域の廃止図



凡例	
	新町界
	旧町界
	字を廃止する区域

島根県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により、東出雲町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

八束郡東出雲町大字出雲郷字向原に編入する区域

大字	字	地	番
出雲郷	川へり	二五四	

（ただし、右地番は平成十四年五月二十九日現在のものである。）

島根県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年七月一日
出雲市駅南口クリニック	出雲市今市町一〇一一一三	平成十四年七月五日
松本歯科医院	松江市東本町一―一六一	平成十四年六月二十八日
こう歯科医院	出雲市浜町字若宮三四〇一一	平成十四年七月二十四日

島根県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永生病院	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年六月三十日
野々村内科医院	大原郡大東町大字大東一〇〇二―一	平成十四年六月二十四日
重本外科医院	大田市大田町大田イ七一―番地二	平成十四年七月五日

島根県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
永生クリニック	介護療養型医療施設	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年七月一日

島根県告示第七百二二号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
掛合町 社会福祉法人石見町社会福祉協議会	訪問看護	掛合町国民健康保険直営診療所	飯石郡掛合町大字掛合一三二二番地	平成十三年四月一日
医療法人濱崎整形外科医院	訪問看護	医療法人濱崎整形外科医院	安来市南十神町三二一三	平成十三年四月一日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	廃止年月日
医療法人社団 信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	短期入所療養介護	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年六月三十日
医療法人社団 信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	居宅療養管理指導	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年六月三十日
医療法人社団 信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	訪問看護	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年六月三十日

掛合町	通所介護	ふれあいセンター	飯石郡掛合町大字人間四八二一三	平成十三年四月一日
社会福祉法人梅寿会	通所介護	くしろデイサービスセンター	益田市久城町五三一	平成十三年四月一日
社会福祉法人梅寿会	短期入所生活介護	くしろ宝寿苑	益田市久城町五三一	平成十三年四月一日
社会福祉法人壽光会	痴呆対応型共同生活介護	痴呆性老人グループホーム湖水苑	簸川郡湖陵町大字差海三一八一	平成十三年四月一日
有限会社 サイクルセンターまつしま	福祉用具貸与	(有)サイクルセンターまつしま	益田市駅前町一〇一七	平成十三年四月一日
社会福祉法人みずうみ	短期入所生活介護	特別養護老人ホームはくろく苑	松江市吉吉町六二四一	平成十三年四月十三日
社会福祉法人愛心会	通所介護	デイサービスたんぼ	浜田市長浜町八七二	平成十三年五月一日
匹見町	短期入所生活介護	特別養護老人ホームもみじの里	美濃郡匹見町大字匹見イ一六〇	平成十三年五月一日

医療法人社団田原医院	医療法人社団福田医院	社会福祉法人 愛心会	株式会社 ニチイ学館	有限会社 あいねっとときすき	有限会社 ナカムラ	社会福祉法人 まほろばの郷	特定非営利活動 法人 優	株式会社 ニチイ学館	有限会社 ケアサポートことぶき	有限会社 谷本ハイヤー
訪問看護	訪問リハビリテーション	短期入所生活介護	通所介護	福祉用具貸与	福祉用具貸与	特定施設入所者生活介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護
医療法人社団田原医院	医療法人社団福田医院	ショートステイ たんぼぼ	アイリスケアセン ターあかがわ	有限会社あいねっとときすき	有限会社ナカムラ	ケアハウス ふるさと苑	ヘルパーステーション 優	アイリスケアセン ターあかがわ	ケアサポートことぶき	有限会社 谷本ハイヤー
大田市久手町波根西一八三四一六	大田市波根町字古川二〇二八番地	浜江市長浜町八七二	大原郡大東町大字仁和寺一九一八一七	大原郡木次町里方六二六一七	安来市東赤江町三三一	簸川郡大社町大字中荒木字恵比須一七四五番地二	簸川郡斐川町大字福富三二二一	大原郡大東町大字前原三一七	松江市浜乃木五一一一三	出雲市姫原町二一五一
平成十三年八月一日	平成十三年八月一日	平成十三年七月一日	平成十三年七月一日	平成十三年六月十六日	平成十三年六月十一日	平成十三年六月一日	平成十三年六月一日	平成十三年六月一日	平成十三年五月十四日	平成十三年五月十一日

布施村	有限会社 アイフ	有限会社 幸久の家	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	有限会社 ケアサポートことぶき	有限会社 ともみ工房	有限会社 青い鳥	医療法人社団 水澄み会	株式会社 ひょうま	特定非営利活動 法人 弥栄発生活リハビリネッ ト	医療法人 仁寿会加藤病院
通所リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	訪問介護	福祉用具貸与	福祉用具貸与	訪問介護	訪問介護	痴呆対応 型共同生活介護	痴呆対応 型共同生活介護	痴呆対応 型共同生活介護
布施村へき地診療所	有限会社アイライフ	幸久の家 デイサービスセンター	厚生センターあいあい	ケアサポートことぶき	有限会社ともみ工房	有限会社 青い鳥	アゼーリ訪問介護ステーション	グループホーム ひなたぼっこ・えびすヶ丘	グループホーム ふじいさんち	グループホームかわもと「あいあいの家」
隠岐郡布施村布施六四二一一	出雲市高岡町五二二一一	大田市大田町吉永一五八五一三	松江市上乃木七一一二八	松江市浜乃木五一一二三	大原郡大東町大字養賀六七〇	松江市八雲台二一九一八	那賀郡三隅町大字河内四七〇一	益田市下本郷町七〇五一一二九	那賀郡弥栄村大字野坂九二	邑智郡川本町川本三七六一四
平成十三年十一月一日	平成十三年十月一日	平成十三年十月一日	平成十三年九月七日	平成十三年八月三十一日	平成十三年八月二十日	平成十三年八月十日	平成十三年八月十日	平成十三年八月一日	平成十三年八月一日	平成十三年八月一日

株式会社 すみれ	社会福祉法人 放泉会	社会福祉法人 放泉会	社会福祉法人 放泉会	社会福祉法人 放泉会	有限会社 福田金物	ウエルファ株式会社	有限会社 トー企画	有限会社 ホワイ トクリーニ ング益田	医療法人社団 沖田内科医院	医療法人社団 正心会	社会福祉法人 愛心会
福祉用具 貸与	短期入所 生活介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	福祉用具 貸与	特定施設 入所者生 活介護	通所介護	福祉用具 貸与	痴呆対応 型共同生 活介護	痴呆対応 型共同生 活介護	訪問介護
在宅介護 支援サ ービス すみれ	らび ゆうイング さわ	デイサービ スセン ター ゆう イング	ホームヘルパ ーシ ョン ゆう イング	ホームヘルパ ーシ ョン ゆう イング	有限会社 福田金物福祉事業所	特定施設入所者生 活介護「故郷」	さくら介護湯わた ずや	ハートケア事業部	グループホームさ くら	万福の家	ヘルパーステ ー シ ョン たんぼ ぼ
松江市中原町三 一三一	大田市長久町土 江五五二	大田市長久町土 江五五二	大田市長久町土 江五五二	大田市長久町土 江五五二	大田市大田町大 田口九四〇	邑智郡瑞穂町下 田所一〇八三一	江津市有福温泉 町六九七	益田市遠田町二 六六二	那賀郡金城町七 条八五六四	松江市下東川津 町一四六	浜田市長浜町八 七二
平成十四年一月 四日	平成十三年十二 月一日	平成十三年十二 月一日	平成十三年十二 月一日	平成十三年十二 月一日	平成十三年十一 月二十三日	平成十三年十一 月二十二日	平成十三年十一 月十三日	平成十三年十一 月一日	平成十三年十一 月一日	平成十三年十一 月一日	平成十三年十一 月一日
社会福祉法人 愛宕会	社会福祉法人 放泉会	特定非営利活動 法人 フアミ リーサポ ー ト ホーム金太郎の 家	社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	社会福祉法人 七尾福祉会	社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	ひかわ医療生活 協同組合	特定非営利活動 法人 あいの会	社会福祉法人 愛心会	医療法人 仁風 会	特定非営利活動 法人 まごころ サ ー ビ ス 松江セ ン タ ー	特定非営利活動 法人 まごころ サ ー ビ ス 松江セ ン タ ー
短期入所 生活介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	痴呆対応 型共同生 活介護	痴呆対応 型共同生 活介護	痴呆対応 型共同生 活介護
清松園短期入所施設	デイサービス 金太郎の家	美都町デイサービ スセンター	七尾苑	美都町ホームヘル パーステ ー シ ョン	ひかわ生協ヘル パーステ ー シ ョン・あおぞら	あいの会	訪問看護ステ ー シ ョン たんぼ ぼ	医療法人 仁風会 雲陽の里	グループホーム まごころの家	グループホーム まごころの家	グループホーム まごころの家
隠岐郡五箇村大 字郡五八八	簸川郡斐川町大 字学頭一四六 三一〇	美濃郡美都町大 字都茂一九五	益田市昭和町一 一二〇	美濃郡美都町大 字都茂一八七 一一九	簸川郡斐川町大 字直江町一〇二 〇	那賀郡三隅町大 字向野田三四〇	浜田市長浜町八 七二番地	松江市大庭町一 四九九一	松江市新雜賀町 四一七	松江市新雜賀町 四一七	松江市新雜賀町 四一七
平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	平成十四年二月 十五日	平成十四年二月 一日	平成十四年二月 一日	平成十四年二月 一日

社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	短期入所 生活介護	美都町特別養護老 人ホーム「美寿 苑」	美濃郡美都町大 字都茂一八七 一―九	平成十四年四月 一日
広瀬町	痴呆対応 型共同生 活介護	グループ「なご み」	能義郡広瀬町広 瀬一九一―一	平成十四年四月 一日
社会福祉法人 いわみ福祉会	短期入所 生活介護	青山ショ―トステ イ	江津市二宮町神 主一九六四―三 一	平成十四年四月 十日
ティー・シー・ プラネッツ有限 会社	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホーム 遊空間	松江市南平台二 五―一	平成十四年四月 十日
有限会社 21福 祉政策研究所	福祉用具 貸与	有限会社 21福祉 政策研究所	松江市比津が丘 四―一〇	平成十四年四月 十日
つわぶき有限会 社	通所介護	つわぶきデイホ― ム	鹿足郡津和野町 大字中座ロ六六	平成十四年五月 一日
くにびき農業協 同組合	通所介護	J Aくにびきデイ サービスセンター 「やわらぎ」	松江市母衣町一 九七―二	平成十四年五月 一日
社会福祉法人 六日市町社会福 祉協議会	通所介護	七日市デイサービ スセンター	鹿足郡六日市町 大字七日市九四 二―五	平成十四年六月 一日
松江保健生活協 同組合	訪問介護	ふれあいヘルパー ステーション	松江市西津田 七―一四―二一	平成十四年六月 十日
有限会社 メ ディア技研	福祉用具 貸与	ケアサポート きのとう ふ	簸川郡斐川町大 字上直江四二 九―一	平成十四年六月 十日

有限会社 秋代 行	訪問介護	有限会社 秋代行	松江市乃木福富 町四―一	平成十四年六月 十三日
ティー・シー・ プラネッツ有限 会社	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホーム聖 丘	松江市上乃木 二―二九―一	平成十四年六月 十四日
株式会社 ひよ うま	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホーム ひなたぼっこ・向 横田	益田市向横田町 イ七九三	平成十四年六月 十七日
医療法人 若草	訪問介護	ヘルパーステー ション わかくさ	松江市朝酌町二 八―一	平成十四年六月 二十三日
日本インター フィル株式会社	福祉用具 貸与	日本インターフィ ル株式会社 島根 営業所	飯石郡三刀屋町 三刀屋七三―七	平成十四年七月 四日
企業組合 島根 中高年事業団	通所介護	すずらんデイサー ビスセンター	大田市大田町大 田字大沢イ二七 五九―五五	平成十四年七月 九日
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉 協議会	福祉用具 貸与	瑞穂町社会福祉協 議会 福祉用具貸 与事務所	邑智郡瑞穂町大 字高見四八五― 一	平成十四年七月 十日

島根県告示第七百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ケアサー ビス松江	居宅介護支援事業 所ケアサービス松 江	松江市北堀町二二一	平成十三年四月一日
社会福祉法人旭町 社会福祉協議会	旭デイサービス居 宅介護支援事業所	那賀郡旭町今市六一 六	平成十三年四月一日
社会福祉法人鎌手 福祉会	からおと苑	益田市西平原町五二 六	平成十三年四月一日
社会福祉法人愛心 会	ケアプランたんぼ	浜田市長浜町八七二	平成十三年五月一日
医療法人コスモ会	医療法人コスモ会 奥出雲コスモ病院	大原郡木次町里方一 二七五―二	平成十三年五月一日
有限会社ケアサ ポートことぶき	ケアサポートこと ぶき	松江市浜乃木五丁目 二―二三	平成十三年五月十四 日
やすぎ農業協同組 合	J A やすぎヘル パーステーション	安来市飯島町一二〇 五―一	平成十三年五月二十 八日
有限会社あいねっ ときすき	ケアプランあい ねっと	大原郡木次町里方六 二六―七	平成十三年九月十九 日
有限会社幸久の家	幸久の家居宅介護 支援事業所	大田市大田町吉永一 五八五―三	平成十三年十月一日
社会福祉法人放泉 会	居宅介護支援セン ターゆうイング	大田市長久町土江五 五―二	平成十三年十二月一 日
社会福祉法人七尾 福祉会	七尾苑	益田市昭和町一一一 二〇	平成十四年二月一日
医療法人仁風会	医療法人仁風会八 雲病院	松江市大庭町一四六 〇―三	平成十四年二月二十 日
社会福祉法人美都 町社会福祉協議会	美都町居宅介護支 援事業所	美濃郡美都町都茂一 一九五	平成十四年四月一日

島根県告示第七百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定に基づき、指
定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第九十三条第一号の規定に基づき告
示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

特定非営利活動法 人あいの会	居宅介護支援事業 所あいの会	那賀郡三隅町向野田 三四〇	平成十四年四月十七 日
有限会社あおぞら	有限会社あおぞら	浜田市紺屋町七七― 一	平成十四年五月十日
有限会社介護の相 談森山	有限会社介護の相 談森山	出雲市古志町九〇六 番地	平成十四年六月一日
医療法人石州会	石州会居宅介護支 援事業所	鹿足郡六日市町六日 市三六四―四	平成十四年八月一日

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人みず うみ	特別養護老人ホー ムはくろく苑	松江市法吉町六二 四―一	平成十三年三月二十 一日
社会福祉法人梅寿 会	特別養護老人ホー ムくしろ宝寿苑	益田市久城町五三二	平成十三年四月一日
社会福祉法人壽光 会	特別養護老人ホー ム湖水苑	簸川郡湖陵町差海三 一八一―一	平成十三年四月一日
社会福祉法人愛心 会	特別養護老人ホー ムたんぼほの里	浜田市長浜町八七二	平成十三年五月一日
匹見町	特別養護老人ホー ムもみじの里	美濃郡匹見町大字匹 見イ二二〇八	平成十三年五月一日

社会福祉法人放泉会	ゆうイングさわらび	大田市長久町土江五 五―二	平成十三年十二月一日
-----------	-----------	------------------	------------

島根県告示第七百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第百十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
医療法人出雲勤労者健康管理協会	出雲市民病院	出雲市塩冶町一五三 六一―	平成十三年八月十一日
大東町外九ヶ町村雲南病院組合	公立雲南病院	大原郡大東町飯田九 六一―	平成十四年四月一日
医療法人石州会	六日市病院	鹿足郡六日市町大字 六日市三六八―四	平成十四年六月一日
医療法人社団信愛会	医療法人社団信愛会永生クリニック	仁多郡横田町横田一 〇六三―一	平成十四年七月一日

島根県告示第七百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
高尾外科皮膚科医院	高尾外科皮膚科医院	松江市新雑賀町四― 一七	平成十二年十一月十二日
能美内科医院	能美内科医院	浜田市天満町一―	平成十三年二月十八日
医療法人出雲勤労者健康管理協会	第二出雲市民病院	出雲市知井宮町二三 八	平成十三年八月十日
医療法人藤原整形外科医院	医療法人藤原整形外科医院	松江市春日町一八 〇―六	平成十四年二月一日
医療法人社団信愛会	医療法人社団信愛会永生病院	仁多郡横田町横田一 〇六三―一	平成十四年六月三十日

島根県告示第七百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	事業所の名称の変更に係る事業	変更前		
医療法人 釜瀬クリニック	通所介護	医療法人釜瀬クリニック咲花クリニック	医療法人釜瀬クリニック咲花	平成十三年三月一日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	訪問介護	簸の上園訪問介護ステーション	簸の上園ヘルパーステーション	平成十三年四月一日

社会福祉法人 旭町社会福 祉協議会	通所介護	旭町社会福祉 協議会指定通 所介護事業所	あさひデイ サービス	那賀郡旭町今 市六一六	平成十三年 四月一日
株式会社 日 立家電システ ム中国	福祉用具貸 与	中国日立家電 株式会社山陰 支店	株式会社日立 家電システム 中国山陰支店	松江市平成町 一八二一一	平成十三年 六月一日
全国労働者共 済生活協同組 合連合会	訪問介護	全労済在宅介 護サービスセ ンター	全労済在宅介 護サービスセ ンターほほえ み	八束郡東出雲 町錦新町八一 一一	平成十三年 六月二日
全国労働者共 済生活協同組 合連合会	通所介護	全労済在宅介 護サービスセ ンター	全労済在宅介 護サービスセ ンターほほえ み	八束郡東出雲 町錦新町八一 一一	平成十三年 六月二日
医療法人出雲 勤労者健康管 理協会	通所リハビ リテーション ン	第二出雲市民 病院	第二出雲診療 所	出雲市知井宮 町二三八	平成十三年 八月十四日

島根県告示第七百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

事業者の 名称	事業所の所 在地の変更 に係る事業	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日
中国日立家電 株式会社	福祉用具貸 与	中国日立家電 株式会社山陰 支店	変更前 松江市西津田 二二二一五 変更後 松江市平成町 一八二一一	平成十三年 三月二十七日

社会福祉法人 西中国キリ スト教社会事 業団	通所介護	益田市デイ サービスセン ター湖水園	益田市高津町 イ二五四五 二二三	益田市高津六 丁目一八一 二五	平成十三年 十月九日
医療法人 仁 寿会	訪問介護	ホームヘル パスステー ションかわも と	邑智郡川本町 川本三八三 一	邑智郡川本町 川本三七六 一四、三七六 一七	平成十三年 八月一日
株式会社 ニ チイ学館	訪問介護	アイリスケア センターあか がわ	大原郡大東町 大字前原三一 七	大原郡大東町 大字仁和寺一 九一八一七	平成十三年 六月二十一日
全国労働者共 済生活協同組 合連合会	通所介護	全労済在宅介 護サービスセ ンター	八束郡東出雲 町大字出雲郷 一	八束郡東出雲 町錦新町八一 一一	平成十三年 六月二日
全国労働者共 済生活協同組 合連合会	訪問介護	全労済在宅介 護サービスセ ンター	八束郡東出雲 町大字出雲郷 一	八束郡東出雲 町錦新町八一 一一	平成十三年 六月二日
社会福祉法人 島根県社会 福祉事業団	訪問介護	簸の上園ヘル パスステー ション	大原郡大東町 飯田九六一 一	大原郡大東町 中湯石八八	平成十三年 六月一日
社会福祉法人 石見町社会 福祉協議会	訪問介護	石見町社会福 祉協議会 訪 問介護事業所	邑智郡石見町 大字中野三八 四八番地二	邑智郡石見町 大字矢上三四 七番地	平成十三年 四月一日
株式会社 ハ ビネライフケ ア	福祉用具貸 与	ハビネライフ ケア 出雲宮 業所	出雲市渡橋町 三九八	出雲市渡橋町 三〇三三	平成十三年 四月一日
社会福祉法人 ひまわり福祉 会	通所介護	みのるデイ サービスセン ター	出雲市神西沖 町二三三三 二二	出雲市神西沖 町二五一一 二	平成十三年 四月一日
匹見町	訪問入浴介 護	匹見町訪問入 浴介護事業所	美濃郡匹見町 大字澄川イ二 七七一一	美濃郡匹見町 大字匹見イ一 一六六	平成十三年 四月一日
匹見町	訪問介護	匹見町訪問介 護事業所	美濃郡匹見町 大字匹見イ一 一六六	美濃郡匹見町 大字匹見イ一 二〇八	平成十三年 四月一日

株式会社ニ チイ学館	福祉用具貸 与	アイリスケア センター松江	松江市御手船 場町五三三 六松江駅前東 邦生命ビル3 F	松江市御手船 場町五三三 六松江駅前エ ストビル3F	平成十三年 十二月十日
社団法人島根 県看護協会	訪問看護	島根県看護協 会訪問看護ス テーションお おだ	大田市大田町 大田イ五六 一	大田市大田町 大田ロー一 三一五	平成十四年 一月四日

島根県告示第七百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
医療法人昌林会 老人保健施設昌 寿苑	医療法人昌林会 老人保健施設昌 寿苑	医療法人昌林会 介護老人保健施 設昌寿苑	安来市安来町八 九九一	平成十二年 四月一日
社会福祉法人島 根県社会福祉事 業団	雲南ひのかみ	簸の上園居宅介 護支援事業所	大原郡大東町中 湯石八八	平成十二年 四月一日

島根県告示第七百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第八十

五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人石 見町社会福祉協 議会	石見町社会福祉 協議会居宅介護 支援事業所	邑智郡石見町大 字中野三八四 八一二	邑智郡石見町大 字矢上三四七	平成十三年 四月一日
社団法人島根県 看護協会	島根県看護協会 訪問看護ステー ションいずも	出雲市小山町二 三四一	出雲市姫原一丁 目七一四	平成十三年 四月一日
匹見町	匹見町居宅介護 支援事業所	美濃郡匹見町大 字匹見イ一一六 六	美濃郡匹見町大 字匹見イ一一〇 八	平成十三年 四月一日
社会福祉法人島 根県社会福祉事 業団	簸の上園居宅介 護支援事業所	大原郡大東町飯 田九六一	大原郡大東町中 湯石八八	平成十三年 六月一日
医療法人出雲勤 労者健康管理協 会	出雲市民病院	出雲市今市町八 〇八	出雲市塩治町一 五三六一	平成十三年 八月十一日
株式会社ハピネ ライフケア	ハピネ在宅介護支 援センター松江	松江市学園二丁 目三三一	松江市学園二丁 目三三一二七	平成十三年 十二月一日
社団法人島根県 看護協会	島根県看護協会 訪問看護ステー ションおおだ	大田市大田町大 田イ五六一一	大田市大田町大 田ロ一一一三一 五	平成十四年 一月四日
社会福祉法人七 尾福祉会	七尾苑	益田市乙吉町イ 一一〇一一	益田市昭和町一 一一二〇	平成十四年 四月一日
美保関町	美保関町在宅介 護支援センター	八束郡美保関町 大字片江二二六 八一八	八束郡美保関町 大字片江七九	平成十四年 四月一日
社会福祉法人西 郷町社会福祉協 議会	西郷町社会福祉 協議会居宅介護 支援事業所	隠岐郡西郷町大 字城北町一番地	隠岐郡西郷町大 字原田三九〇番 地三	平成十四年 四月十日

島根県告示第七百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	廃止した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 川本福祉会	訪問入浴介護	やすらぎ荘訪問 入浴介護事業所	邑智郡川本町大 字因原五七〇一	平成十三年 三月十二日
株式会社 コム スン	訪問介護	株式会社コムス ン 大田ケアセ ンター	大田市大田町大 田口九八〇一二	平成十三年 三月三十一 日
社会福祉法人 みずうみ	訪問入浴介護	法吉デイサービ スセンター	松江市法吉町七 六三	平成十三年 三月三十一 日
石見町	訪問看護	いわみ訪問看護 ステーション	邑智郡石見町大 字中野三八四八 番地二	平成十三年 三月三十一 日
社会福祉法人 斐川町社会福祉 協議会	訪問介護	斐川町社会福祉 協議会訪問介護 事業所	簸川郡斐川町大 字上庄原一七六 六一二	平成十三年 五月三十一 日
株式会社 寿生	短期入所生活介 護	寿生ホーム	出雲市大津町三 六二〇一一	平成十三年 八月三十一 日
社会福祉法人 みずうみ	通所介護	うぐいすデイサー ビスセンター	松江市比津が丘 三一五一五八	平成十三年 十二月一日
美都町	訪問介護	美都町ホームヘ ルパーステー ション	美濃郡美都町大 字都茂一八七 一一九	平成十四年 三月三十一 日

社会福祉法人 益田市社会福祉 協議会	通所介護	益田市社会福祉 協議会指定通所 介護事業所	益田市須子町 三一	平成十四年 三月三十一 日
--------------------------	------	-----------------------------	--------------	---------------------

美都町	通所介護	美都町デイサー ビスセンター	美濃郡美都町大 字都茂一九五	平成十四年 三月三十一 日
-----	------	-------------------	-------------------	---------------------

美都町	短期入所生活介 護	美都町特別養護 老人ホーム「美 寿苑」	美濃郡美都町大 字都茂一八七 一一九	平成十四年 三月三十一 日
-----	--------------	---------------------------	--------------------------	---------------------

五箇村	短期入所生活介 護	五箇村短期入所 生活介護事業所	隠岐郡五箇村大 字郡五八八	平成十四年 三月三十一 日
-----	--------------	--------------------	------------------	---------------------

社会福祉法人 放泉会	訪問介護	ホームヘルパー ステーション さわらび	大田市三瓶町池 田二六六一一三	平成十四年 四月一日
---------------	------	---------------------------	--------------------	---------------

医療法人同仁会	訪問看護	医療法人同仁会 老人訪問看護ス テーションきす き	大原郡木次町山 方一一一番地	平成十四年 四月一日
---------	------	------------------------------------	-------------------	---------------

有限会社 隠岐 メディカルサー ビス	福祉用具貸与	有限会社 隠岐 メディカルサー ビス	隠岐郡西郷町栄 町五七一	平成十四年 六月三十日
--------------------------	--------	--------------------------	-----------------	----------------

島根県告示第七百一十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	株式会社大田ケアセンター	大田市大田町大田ロ九八〇―二	平成十三年三月三十一日
株式会社ひょうま	ひなたぼっこ指定 居宅支援事業所	益田市高津町四丁目 一―一六	平成十三年四月二十日
社会福祉法人斐川町社会福祉協議会	斐川町社会福祉協議会居宅支援事業所	簸川郡斐川町上庄原 一七六―二	平成十三年五月三十一日
宗教法人源入寺	居宅介護支援事業所みき	大原郡大東町下佐世 八二二	平成十三年八月三十一日
医療法人財団公仁会	医療法人財団公仁会鹿島病院居宅介護支援事業所	八束郡鹿島町名分二 四三―一	平成十四年三月三十一日
美都町	美都町居宅介護支援事業所	美濃郡美都町都茂一 一九五	平成十四年三月三十一日
松江保健生活協同組合	八重垣にじのステーション	松江市佐草町四五 六一―	平成十四年四月一日

島根県告示第七百十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、平成十四年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 実施する地域

県内一円

二 実施期日及び場所

平成十四年八月二十二日から平成十五年三月三十一日までに当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	佐太講武地区農道舗装事業 （非補助土地改良事業） 山垣地区用排水施設事業 （非補助土地改良事業）	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から 二十一日間	鹿島町役場

島根県告示第七百十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

益田市栃山町イ二三四の一、イ二三四の二、イ三三五、イ三三七の一、イ三三七の三、イ二三八、イ二三九の一、イ二三九の二、イ二五三の一からイ二五三の四まで、イ二五五、イ二五五統一、イ二五六、イ二五六内一、イ二五七の二、イ二五八の一、イ二五八の三、イ二五九、イ二六二、イ二七〇の二、イ二八四、イ二八四内一、イ二八五、イ二八五内一、イ二八六、イ二八七、イ二八七内一、イ二八七内二、イ二八九、イ二九〇、

イ二九〇内一、イ五三九、イ五四一の二、イ五四二、イ五四三の一、イ五四五の一、イ五四五の二、イ五四七、イ五六〇内一、イ五六〇の三、イ五六三の一、イ五六三内二、イ五六三の三、イ五六四、イ五六四の一、イ五六五、イ五六五内一、イ五六五の二、イ五六六の一からイ五六六の三まで、イ五六七の一からイ五六七の六まで、イ五六九、イ五七〇、イ五七〇内一、イ五七一、イ五七一内一、イ五七一内二、イ五七三、イ五七三内一、イ五七四からイ五七六まで、イ五七九の一、イ五八一の一、イ五八一の二、イ六三六、イ六三七、イ六三九、イ六四九からイ六五一まで、美濃郡美都町大字都茂一四の二、五〇七四、五〇七六の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市三津町字峠大平ヶ谷東一五四五、字人コソ谷一五四六の一、字浅床一六〇四の一、小伊津町字石原一九二六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

(一) 保安林予定森林の所在場所

大原郡大東町大字上久野二七八の二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所

飯石郡三刀屋町大字三刀屋一五〇三の四

- (二) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡匹見町大字澄川イ一五〇三、イ一五〇三統一からイ一五〇三統一まで、イ一五〇五の一、イ一五一六、イ一五一八、イ一五一八統一、イ一五一九、イ一五四五統一、イ一五四九、イ一五五〇、イ一五五二の一からイ一五五二の四まで、イ一五六七〇、ロ二六〇、ロ二六〇の一、ロ二六〇の二、ロ二六六七、ロ二六六八、ロ二六八内一、ロ二六八九、ロ二六九内一、ロ二七〇の一からロ二七〇の五まで、ロ二七一、ロ二七一内一、ロ二七一の内二からロ二七二の四まで、ロ二七一内五、ロ二七一内六、ロ二七一の七、ロ二七二の一からロ二七二の八まで、ロ二七三の三からロ二七三の七まで、ロ二七四の一からロ二七四の四まで、ロ二七五の一からロ二七五の五まで、ロ二七六、ロ二七七の一、ロ二七七七、ロ二七七七の二、ロ二七七九の一、ロ二七七九の二、ロ二七八の一、ロ二七八二、ロ二七八四の三、ロ二七八四の四、ロ二七八四の六、ロ二七八四の七、ロ二八五内一、ロ二八五の

- 二、ロ三八五の三、ロ三八六、ロ三八六の一、ロ三八六内二、ロ三八六の三、ロ六〇二
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び匹見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

江津市浅利町一七四五の二、一七四五の三、一七五〇の二から一七五〇の七まで、一七六〇の一七、一七六四の二、一七六四の三、一八二六の二、一八二六の三、一九三六の二、一九三九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字宮内字柳田二〇七三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験の日時

1 試験日 平成十四年十月二十七日（日）

2 試験開始時刻 午前十時

二 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市 浜田市	島根女子短期大学（松江市浜乃木七二四―一） 県立浜田高等学校（浜田市黒川町三七四九）

三 受験資格

受験日において介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）第一条に規定する業務従事期間要件を満たし、欠格事由に該当しない者であること。

四 試験の内容及び方法

1 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

一 介護保険制度に関する基礎的知識

二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

三 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

2 試験問題の解答の免除

次の表の上欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の下欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
① 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識（基礎・総合）
② 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識（基礎）
③ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識

なお、①から③までの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

五 受験申込みに必要な書類等

1 平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

2 平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票（受験申込の際、必ず五十円切手を貼ること。また、申込みの際には、写真を貼らないこと。）

3 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成十四年十一月七日（木）（必着）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

4 受験資格に応じて提出する書類

- 一 国家資格等の免許等の写し
- 二 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- 三 訪問介護員養成研修二級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- 四 その他受験資格を確認するために必要な書類

六 受験手数料

七千円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること。（収入証紙には消印をしないこと。）

七 受験申込受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十四年八月十九日（月）から平成十四年九月六日（金）まで

- 一 受験申込書を持参する場合 八月十九日（金）から九月六日（金）までの午前八時三十分から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 二 受験申込書を郵送する場合 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留扱いにすること（九月六日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

2 受験申込書の提出先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町二二八番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

八 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。受験日の十日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

九 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、各健康福祉センター、隠岐支庁健康福祉局又は保健所各支所で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健

康福祉部高齢者福祉課あてに二百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三cm×横二十四cmで郵便番号、住所、氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

十 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。

十一 その他

1 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

2 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

3 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話〇八五二一 二二一六五二二）にすること。

特定調達公告

平成14年度において、島根県治山地理情報システム開発業務に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達する物品等の種類

平成14年度島根県治山地理情報システム開発業務 一式

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

イ 一般競争入札参加資格審査申請書

ロ 法人にあっては、登記簿謄本

ハ 個人にあっては身分に関する誓約書

報 根 根 報

<p>ニ 営業経歴書</p> <p>ホ 平成14年 7 月 1 日 (以下「審査基準日」という。) 前 1 年における島根県税 (個人) の県民税及び地方消費税を除く。) に係る滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書</p> <p>ヘ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書</p> <p>ト 審査基準日の直前 2 年間の営業年度の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。)</p> <p>(個人にあっては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類)</p> <p>チ 同種業務の施行実績</p> <p>リ 配置予定主任技術者等の資格・業務経験</p> <p>ス 印鑑証明書</p> <p>ル 契約等に使用する印鑑についての届</p> <p>ヲ 島根県との取引に当たって代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の身分証明書</p> <p>ワ 公正な入札を行う旨の誓約書</p> <p>(2) 書類の作成に用いる言語等</p> <p>イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>ロ 金額欄は、出納官吏事務規定 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>(3) 書類の提出先及び提出方法</p> <p>高根県松江市殿町 1 番地 高根県庁本庁舎 4 階 島根県農林水産部森林整備課へ持参すること。</p> <p>(4) 書類の受付期間及び受付時間</p> <p>イ 受付期間：原則として平成14年 8 月 2 日 (金) から平成14年 8 月 30 日 (金) までとする。</p> <p>ただし、平成14年 8 月 31 日 (土) から入札日の前日までの期間内に申請することを妨げるものではない。</p>	<p>ロ 受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。</p> <p>(5) 受付方法</p> <p>書類の形式審査を行うものとする。</p> <p>3 入札参加者の資格審査</p> <p>(1) 資格審査においては次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付け基準により B 等級に格付けられることを要するものとする。</p> <p>(イ) 審査基準日の属する事業年度の直前 2 年間における年間平均売上高</p> <p>(ロ) 審査基準日の属する事業年度の前 1 年間における総売上額及び主要取引先ごとの売上額</p> <p>(ハ) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額</p> <p>(ニ) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備の残存価格</p> <p>(ホ) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数</p> <p>(ヘ) 審査基準日の前日までの営業年数</p> <p>(ト) 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率 (流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)</p> <p>(2) 過去に、公示業務と同様の業務で、同規模以上の履行実績を有すること。具体的には、次の各項目のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る森林地理情報システムの開発実績があること。</p> <p>(ロ) 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る治山、砂防等今回業務と同類の地理情報システムの開発実績があること。</p> <p>4 申請書類用紙等の交付方法</p> <p>(1) 交付期間及び交付時間</p> <p>イ 交付期間：原則として平成14年 8 月 2 日 (金) から平成14年 8 月 30 日 (金) までとする。</p> <p>ロ 交付時間：2 (4)ロに同じ</p> <p>(2) 交付場所</p> <p>島根県松江市殿町 1 番地 高根県庁本庁舎 4 階 島根県農林水産部森林整備課</p> <p>5 入札参加資格の登録の有効期間</p>
--	--

報 告 根 拠

資格を認定されたときから平成15年 3 月31日までとする。

6 資格審査の結果の通知等

入札参加資格審査の結果通知、申請書の記載事項の変更並びに資格の認定の取消しについては、物品の製造の請負及び買入れに係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 6 条及び第 8 条から第10条までの規定の例による。

7 一般競争入札に参加できない者

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のイからヘまでに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり、故意に物品等の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったもの

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県農林水産部森林整備課（電話0852-22-5172）に行うこと。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成14年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 物品等の名称及び数量
平成14年度 島根県治山地理情報システム開発業務 一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年 3 月26日

(4) 納入場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課外

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 5 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税を滞納していない者であること。

(3) 特例政令第 4 条の規定に基づき公告した、平成14年度島根県治山地理情報システム開発業務に係る一般競争入札参加資格審査により、B 等級に格付けられること。

(4) 過去に、公示業務と同類の業務で、同規模以上の履行実績を有すること。具体的には次の各項目いずれかに該当すること。

ア 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る森林地理情報システムの開発実績があること。

イ 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る治山、砂防等今回業務と同類の地理情報システムの開発実績があること。

(5) 本公告に示したシステムの納入について確実に履行できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 4 階

島根県農林水産部森林整備課治山係

電話 0852-22-5172 ファクシミリ 0852-22-6549

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成14年 8 月 2 日 (金) から平成14年 8 月 30 日 (金) までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成14年 8 月 23 日 (金) 午後 2 時から

イ 場所 島根県松江市殿町 1 番地

島根県庁会議棟 第 5 会議室

(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所

平成14年 8 月 2 日 (金) から平成14年 8 月 30 日 (金) までの間に上記(1)の場所に持参すること。ただし、平成14年 9 月 2 日 (月) から入札の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

(5) 入札書の受領期限

平成14年 9 月 11 日 (水) 午前10時00分 (郵便による入札にあっては、午前 9 時00分)

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年 9 月 11 日 (水) 午前10時30分から

イ 場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 5 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを証明する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品等の納入を履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書とする。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Shimane Prefecture Conservation Geographic information system
Development Business of 2002 1 Set

(2) Deadline for the submission of tenders :

10:00A.M. September 11 2002 (Applications by mail must be arrived at the office below by 9:00A.M. September 11 2002)

(3) Contact point for the notice : Tendering procedure :

Forestry Improvement Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomati Matsue-shi, Shimane-Ken, 690-8501 Phone number 0852-22-5172 Fax number 0852-22-6549

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成14年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
隠岐空港空港整備事業用地造成（第10期）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部管理課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成14年 5 月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
清水建設・徳畑建設・金田建設特別共同企業体 広島県広島市中央区上八丁堀 8 番 2 号
- 5 落札金額
2,730,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成14年 4 月 5 日

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 受講対象者
 - 1 消防設備士免状の交付を受けてから二年以内の者
 - 2 前回の講習を受けてから五年以内の者
- 二 講習年月日及び場所

講習区分	免許区分	講習年月日	場 所
消火設備	第一類の甲種 " 乙種	平成十四年十月十日	出雲市
	第二類の甲種 " 乙種		
	第三類の甲種 " 乙種		
警報設備	第四類の甲種 " 乙種	平成十四年十月十六日	浜田市
	第七類の乙種	平成十四年十月十七日	松江市
避難設備・消火器	第五類の甲種 " 乙種 第六類の乙種	平成十四年十月二十四日	松江市

(注) 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

- 2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。
- 三 講習科目及び講習時間

1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 二時間

毎週火・金曜日発行

- 2 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 三時間三十分
- ※ 講習終了後三十分程度の効果測定を行う。
- 四 受講申請手続

1 受講申請書の請求先

(株)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所及び各消防本部

2 受講手数料

七千円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書に貼ること。）

3 受付期間及び提出先

① 受付期間

平成十四年九月三日から平成十四年九月二十五日まで（郵送の場合は九月二十五日の消印有効。）

② 提出先

松江市殿町一番地 島根県庁舎内『(株)島根県消防設備保守協会』（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書きのこと。）

五 その他連絡先

(株)島根県消防設備保守協会 (TEL 085212817305 又は 085212216828)

(FAX 085212216754)

平成十四年八月二日印刷
平成十四年八月二日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）